

【2007年参議院議員選挙 民法改正に関する政党アンケート】

(回答 6党)

mネット・民法改正情報ネットワーク

政党	問1		問2						問3	問4	問5		問6		問7			
	掲げている	掲げていない	離婚後300日 規定の見直し	具体的な見直し内容						夫婦同姓を強制している国がほぼ日本だけであること	婚外子相続差別をしている国が日本とフィリピンのみであること	国際社会が嫡出概念をなくす方向にあること、子どもの権利委員会が「嫡出でない子」という差別的な用語を改めるよう勧告していること		ユニセフが世界にある子どもへの差別を6つあげ、その一つに日本の婚外子相続差別をあげていること		問1の事柄以外に民法の中で改正すべき事柄		
自民党		<input type="radio"/>								<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
公明党	<input type="radio"/>			「離婚後300日」問題については、民法772条自体をすぐに見直すというよりも、無戸籍の子どもたちの早期の身分安定のため、離婚前懐胎のケースを含め、議員立法での救済措置の創設を主張しています。								<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				
民主党	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	①婚姻中であっても別居中などの特別な事情があったことや真実の父子関係を証明できるなど一定の場合には、前夫の子とせずに出生届を受理する戸籍事務の特例を設ける。②母から嫡出否認の訴えを起こせるように民法の規定を改正する。③父子関係確定に関する民法の原則を「妻が婚姻中に出生した子は、夫の子と推定する」ことに改める、など戸籍事務の特例と民法の原則の両面から見直しを検討し、実態に即した合理的な制度へと改善します。						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			民法における成年の年齢を18歳に引き下げる。
共産党	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	法務省通達で救済されるのは、離婚後の妊娠だと証明される場合だけです。結婚が事実上破綻している場合も対象にするなど、救済枠を広げることが必要です。772条の規定の見直しは、検討を進めるべき課題だと考えています。						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		離婚に際して、①協議離婚時に子の利益を優先して面会や交流、養育費の分担を取り決めます。②財産分与については、夫婦の財産形成への寄与の程度の違いが明らかでない場合は各々2分の1とするを明文化します。個人の尊厳と両性の平等を定めた憲法の立場にたった改正をすすめるために力をつくします。	
社民党	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	民法772条に第3項を追加、「嫡出の推定が及ばない事情」による適用除外規定を設ける。						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		家族依存を前提としている障害者・高齢者試作からの脱却を図るために、民法877条を中心に扶養義務制度の根本的な見直しを行う。	
国民新党		<input type="radio"/>								<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
新党日本																回答なし		

記述回答は原文のまま